

役場職員の給与と人事行政運営状況等の公表

■給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 24年度の人件費率
25年度	12,150人	4,492,813千円	203,169千円	1,052,273千円	23.4%	24.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

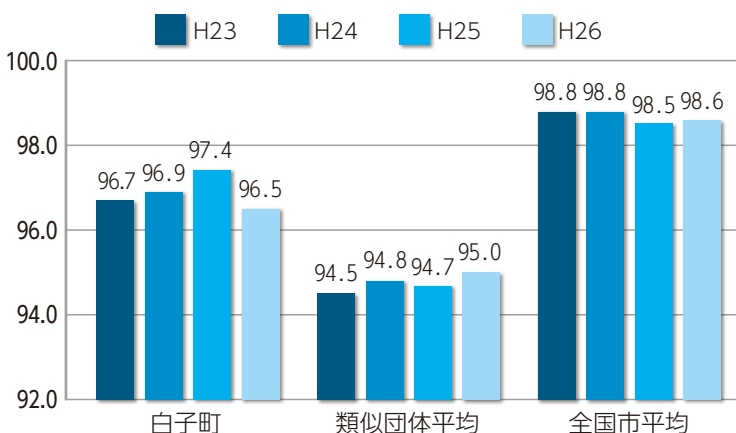
区分	職員数 (A)	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)	
25年度	133	465,596千円	43,513千円	161,032千円	670,141千円	5,039千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。 2 職員数は平成25年4月1日現在の人数。

(3) 特記事項（平成18年4月から給与、諸手当の抑制を実施）

- ①特別職（町長、副町長）及び教育長給料月額10%減額 ②管理職手当減額

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



※ラスパイレス指数

国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数。

※類似団体平均

規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数の単純平均。

※平成24年及び平成25年は国家公務員の時限的（2年間）な給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値。

2 一般行政職員給与表の状況（26年4月1日現在）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1号級の給料月額	137,200円	187,800円	224,600円	261,900円	289,200円	320,600円	366,200円
最高号級の給料月額	243,700円	307,800円	356,300円	390,800円	403,200円	422,600円	456,200円

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のもの

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（26年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)
白子町	42.5歳	317,800	351,900
千葉県	42.8歳	333,944	424,045
国	43.5歳	335,000	—

②技能労務職

	平均年齢	平均給料月額(円)	平均給与月額(円)
白子町	53.7歳	299,300	311,900
うち調理員	57.7歳	325,000	339,000
うち用務員	51.8歳	313,800	342,400
千葉県	52.4歳	322,163	376,511
国	50.1歳	287,992	322,661
民間事業者	—	—	—
うち調理員	43.0歳	—	247,000
うち用務員	54.3歳	—	199,300

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ。(平成23~25年の3か年平均)技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※平均給料月額

26年4月1日現在の各職種の職員の基本給の平均額。

※平均給与月額

給料月額と毎月支払われる諸手当の合計額。

(2) 職員の初任給の状況 (26年4月1日現在) (円)

区分		白子町	千葉県	国
一般行政職	大学卒	174,200	180,800	172,200
	高校卒	146,200	146,200	140,100

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況 (26年4月1日現在) (円)

経験年数		10年	20年	25年
一般行政職	大学卒	245,500	333,500	369,400
	高校卒	—	295,400	336,100
技能労務職	高校卒	—	273,400	304,800
	中学卒	—	—	—

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況

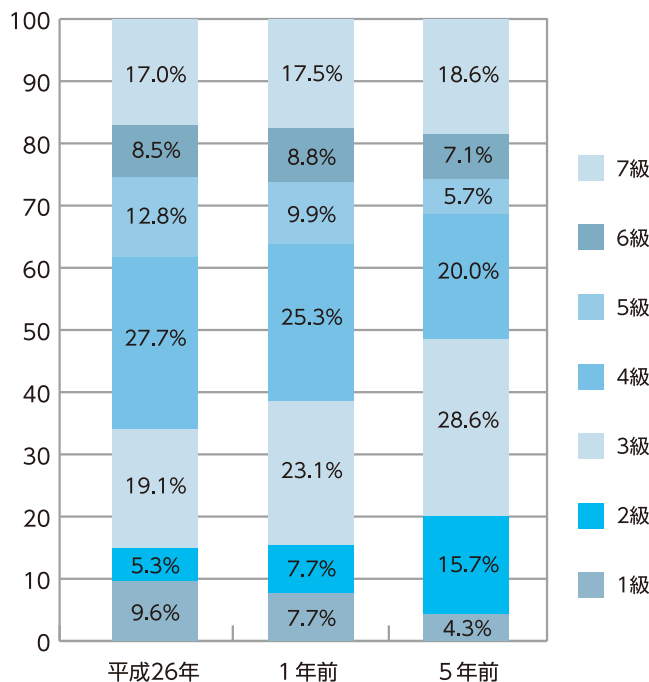
(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	9人	9.6%
2級	主事	5人	5.3%
3級	主任主事・主任技師・副主査	18人	19.1%
4級	係長・主査補	26人	27.7%
5級	主査	12人	12.8%
6級	課長補佐・副主幹	8人	8.5%
7級	課長・主幹	16人	17.0%

※白子町一般職の職員の給与等に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況



5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

(26年4月1日現在)

白子町		国	
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,241千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当2.6月分 勤勉手当1.35月分		(25年度支給割合) 期末手当2.6月分 (1.45月分) 勤勉手当1.35月分 (0.65月分)	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

() 内は、再任用職員の支給割合

(2) 退職手当

(26年4月1日現在)

白子町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	勤続20年	21.62月分	27.025月分
勤続25年	30.82月分	36.57月分	勤続25年	30.82月分	36.57月分
勤続35年	43.70月分	52.44月分	勤続35年	43.70月分	52.44月分
最高限度額	52.44月分	52.44月分	最高限度額	52.44月分	52.44月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給)		
平均支給額/人 0千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在) (4) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)				0円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)				0円	25年度	24年度
支給対象地	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	支給実績	9,102千円	9,955千円
全域	0%	0人	0%	支給職員1人当たり平均支給年額	146千円	96千円

(5) 特殊勤務手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0円	
支給職員1人当たり平均支給年額(26年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(26年度)		0.0%	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫手当	担当課職員	防疫業務に従事した時	日額 1,000円
危険手当	担当課職員	人体に危険を及ぼす作業に従事した時	日額 1,000円
行旅病人取扱手当	担当課職員	旅行中の病人を取り扱う時	日額 500円
行旅死亡人取扱手当	担当課職員	旅行中の死亡人を取り扱う時	日額 1,000円

(6) その他の手当

(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円	同		11,393千円	170,000円
住居手当	自宅 4,300円 借家 11,000~27,000円	異同	自宅支給なし	4,731千円	86,000円
通勤手当	片道2kmから 2,000円~	異	使用区分距離	6,720千円	58,900円
管理職手当	課長8%、主幹6%、補佐4%	異		8,623千円	269,400円
休日勤務手当	1時間当たり給与額の100分の135	同		0千円	0円
宿日直手当	4,200円			2,944千円	47,400円

※住居手当及び通勤手当は15%削減して支給

6 特別職の報酬等の状況

(26年4月1日現在)

区分	給料月額等		
報酬	町長	709,200円(788,000円)	
	副町長	575,100円(639,000円)	
	議長	284,000円	
期末手当	副議長	237,000円	
	議員	213,000円	
	町長・副町長	(25年度支給割合)	3.95月分
退職手当	議長・副議長・議員	(25年度支給割合)	3.95月分
		(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	町長	在職月数×35/100	11,914,560円(13,238,400円) 任期毎
副町長	在職月数×25/100	6,901,200円(7,668,000円) 任期毎	

◇給与及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

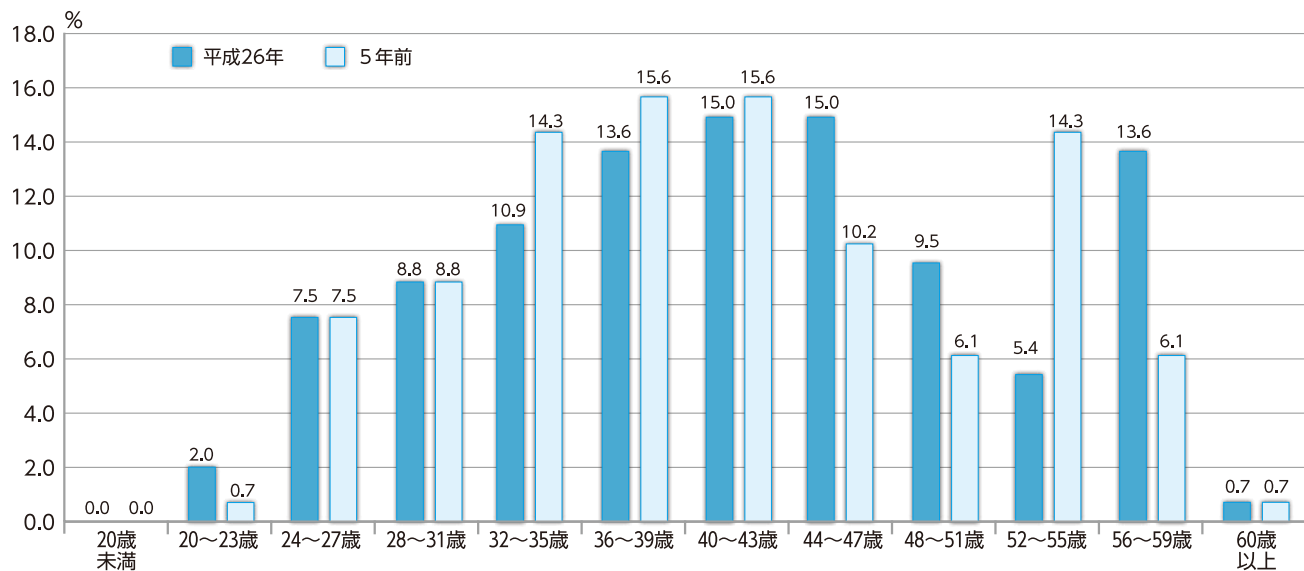
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成25年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	2	0	
		総 務	27	27	0	
		税 務	10	10	0	
		農林水産	9	9	0	
		商 工	4	5	△1	高校総体開催に伴い教育部門へ異動
		土 木	9	9	0	
		民 生	41	40	1	障害者の雇用
		衛 生	17	17	0	
		計	119	119	0	
	教育部門	17	15	2	高校総体に伴い業務増及び障害者の雇用	
	小 計	136	134	2		
公営企業等	その他	国 保	4	4	0	
		介 護	4	4	0	
		その他	6	6	0	
	小 計	14	14	0		
合 計		150[195]	148[195]	2[0]		

◇職員数は一般職に属する職員数。[]内は、条例定数の合計。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数	0	3	11	13	16	20	22	22	14	8	20	1	150



(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部 門	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	113人	112人	111人	114人	119人	119人	6人 (+5.3%)
教 育	23人	22人	19人	17人	15人	17人	△6人 (△26.1%)
普通会計合計	136人	134人	130人	131人	134人	136人	0人 (0.0%)
公営企業会計等	13人	13人	13人	13人	14人	14人	1人 (+7.7%)
総合計	149人	147人	143人	144人	148人	150人	1人 (+0.7%)

■職員の任免及び職員数に関する状況

○職員の採用状況(25年度) (単位:人)

区分	試験	選考	合計
一般行政職	2		2
事務職	2		2
技術職	0		0
技能労務職	0		0

○退職の状況(25年度) (単位:人)

区分	定年退職	勸奨退職	その他					合計
			普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	
一般行政職								0
技能労務職								0

- ◇定年退職 地方公務員法第28条の2第1項の規定による退職及び同法第28条の3第1項の規定による勤務延長後の退職
- ◇勸奨退職 任免権者が行う退職勸奨に応じた退職
- ◇普通退職 自己都合による退職
- ◇分限免職 地方公務員法第28条第1項の規定による免職
- ◇懲戒免職 地方公務員法第29条の規定による免職
- ◇失職 地方公務員法第28条第4項の規定による失職
- ◇任期満了 定められた任期が満了したことによる退職

■職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

○勤務時間の状況(26年4月1日現在)

1週間の勤務時間	勤務時間の割振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間 45分	8:30	17:15	12:00~ 13:00	2日

- ◇「1週間の勤務時間」は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき条例で定められた職員の勤務時間。
- ◇「勤務時間の割振り」は、月曜日から金曜日の8:30から17:15の時間帯(それに準じた時間帯)に勤務時間が割振られている職員の勤務時間。

○年次休暇の状況(25年4月1日~26年3月31日)

総付与日数	3,277.7日
総使用日数	677.2日
全期間在職職員数	82人
一人当たり平均使用日数	8.3日

- ◇「全期間在職職員数」は、4月1日から3月31日までの期間在職した職員(一般職に属する職員)の合計とし、当該期間の途中で採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、分限休職の事由がある職員及び派遣職員を除く。
- ◇「総付与日数」は、当該年度の4月1日現在において全期間在職した職員に付与された日数(前年度からの繰越分を含む。)の合計。
- ◇「総使用日数」は、全期間在職した職員の使用した年次休暇の合計。

■職員の分限処分及び懲戒処分の状況

分限処分・懲戒処分の状況(25年度)

地方公務員法第28条第1項第2号及び第2号第1項該当 2件

懲戒処分の状況(25年度) 該当する案件なし

■職員の服務の状況

営利企業の状況(25年度) 該当する案件なし

■職員の福祉及び利益の保護の状況

○福利厚生制度の状況

- ①共済組合: 職員の共済制度は千葉県市町村職員共済組合が行っており、費用は職員の掛金と町の負担金で賄われ、その内容は健康保険関係、共済年金保険関係、健康診査関係などです。
- ②職員互助会: 千葉県市町村職員互助会は、地方公共団体が職員のために実施する厚生制度に併せて、会員とその被扶養者の生活安全と福祉増進事業を行っています。費用は職員の掛金と町の負担金で賄われており、平成25年度の町負担額は201千円でした。町独自の互助会もありますが、町負担はありません。

○安全衛生管理の状況

職員の安全と健康を確保し、快適な職場環境を形成するために、職員の健康管理状況を把握し、健康障害や疾病の早期発見を行うため、定期健康診断を実施しています。

厚生制度の状況(25年度)

区分	内容	実施状況
職員の保健に関すること	特定健康診査(40歳以上)	24名受診
	生活習慣病予防検査(40歳未満)	59名受診
	胸部エックス線検査	84名受診

- ◇地方公務員法第42条の規定に基づく職員の厚生制度の状況です。

○公務災害補償の状況

(25年度)

	前年度末現在未処理件数	受理件数	認定件数		取下げ件数	年度末未処理件数
			公務上			
公務災害	0	0	公務上	0	0	0
			公務外	0		
通勤災害	0	0	通勤災害該当	0	0	0
			通勤災害非該当	0		

◇地方公務員災害補償法に基づく職員の公務災害補償の状況です。

■千葉県市町村公平委員会の業務状況

■不利益処分に関する不服申立ての状況

勤務条件に関する措置の要求の状況
平成25年度 該当する案件なし

平成25年度 該当する案件なし

■職員の研修状況 (主なもの)

※地方公務員法第39条の規定に基づき、任命権者が行う研修の状況。

(25年度)

研修の名称	研修の内容	修了者数	研修先
新規採用職員研修	職員としての心構えや執務に必要な基礎的知識を習得する。	8	市町村圏組合 長生郡市広域
初級職員研修	初級職員としての知識、技能を修得し、職務に必要な判断力と表現力を養う。	3	
中級職員研修	中級職員としての行政視野を深め、行政環境に対応できる幅広いもの見方と自発的な能力向上意欲を養う。	4	
係長職員研修	職務執行にあたって期待される視野、識見管理能力を養う。	2	
問題解決能力向上研修	合理的かつ論理的な考え方を修得し、問題発見・解決能力の向上を図る。	2	千葉県自治研修センター
住民協働推進研修	住民協働の考え方や、協働を実現させるための体系的な修得を図る。	5	
観光活性化研修	観光施策の動向や観光活性化の戦略等理解を深め、能力の向上を図る。	3	
折衝・交渉研修	折衝・交渉時の自己を把握し、信頼関係を築きながら説得する能力の向上を図る。	2	
クレーム対応研修	クレーム対応の知識を深め、コミュニケーション力を中心に演習を通して学ぶ。	2	
コンプライアンス研修	住民の視点で期待されるコンプライアンス能力を認識し、自らが職場でどのように取り組むべきか、また、その推進に向けた知識の修得を図る。	3	
給与事務研修	給与事務の遂行に必要な基礎的知識を修得し、実務能力の向上を図る。	1	
簿記研修	複式簿記の基礎知識を修得し、貸借対照表及び損益計算書など財務諸表の基礎的な見方を理解することにより経営分析の基礎知識の修得を図る。	1	
公会計基礎研修	地方公会計制度の概要を学び、財務諸表作成のための知識の修得を図る。	1	
財務事務研修	財務に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	1	
契約事務研修	契約実務の基本的知識の修得と実務遂行能力の向上を図る。	2	
税務等事務研修	税務に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	2	
市町村民税研修	市町村民税に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	3	
固定資産税研修	固定資産に関する基本的知識について体系的な修得を図る。	2	
滞納整理事務研修	徴収率向上のために担当者に必要な専門的知識及び交渉技術の修得を図る。	2	
災害危機管理研修	災害発生の防止及び災害時の被害軽減のため、防災知識の向上を図る。	1	